

## 毒物及び劇物指定令の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

○ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項において、「劇物」は、法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいうと定義されている。また、法別表第二において、当該別表に掲げる物のほか、当該別表に掲げる物を含む製剤その他の劇性を有する物であって政令で定めるものについても、「劇物」に含まれると規定している。

○ 薬事審議会（令和 6 年 11 月 6 日開催）の答申を踏まえ、新たに 1 物質を「劇物」に指定するとともに、1 物質を「劇物」から除外するため、毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号。以下「令」という。）について、所要の改正を行うもの。

### 2. 改正の概要

（1）次に掲げる物について、新たに「劇物」に指定する。

○ 4－〔2－（4－ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含む製剤（ただし、4－〔2－（4－ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン 19.4%以下を含むものを除く。）

（2）次に掲げる物について、「劇物」から除外する。

○ 塩素酸ナトリウムを含む製剤のうち、塩素酸ナトリウム 47.5%以上 52.5%以下を含む製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）であって、炭酸水素ナトリウム 27%以上 37%以下を含むもの

（3）その他所要の経過措置を設ける。

### 3. 根拠条項

法別表第 2 第 94 号及び第 23 条の 5